

土木設計業務等変更ガイドライン事例集

令和6年12月

内閣府 沖縄総合事務局
開発建設部 技術管理課

はじめに

平成27年1月に品確法第二十二条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(以下「運用指針」という。)が定められ、必要があると認められる場合には、契約金額の変更や、履行期間の変更を行うこととされています。これを受け、国土交通省では土木設計業務等の発注関係事務の適切な運用を図るため、「土木設計業務等変更ガイドライン」を平成27年3月30日に策定しました。

土木設計業務の変更にあたっては、受発注者の十分な共通理解がなされていないため、変更契約の協議に苦慮している事例が見受けられます。このため、「土木設計業務等変更ガイドライン」の理解促進や受発注者間協議の円滑化を図ることを目的に、今般、沖縄総合事務局管内での設計変更事例をとりまとめた「土木設計業務等変更ガイドライン事例集」を作成しました。

本事例集は、沖縄総合事務局管内の「設計変更となった事例」を集めたものですが、土木設計業務等は厳しい自然条件等の制約や多様な関係者との調整の中で実施することもあり、必ずしも事例集と同様に変更契約できるということを保証するものではありません。また、ここに掲載されている事例が、必ずしも全ての受・発注者共通の認識に基づくものではないことを、ご理解願います。

この「土木設計業務等変更ガイドライン事例集」を皆様の業務の参考としていただき、引き続き事例の収集を図り、より一層「設計変更手続きの円滑化」の推進に寄与できれば幸いと考えております。

令和6年12月 沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理課長

土木設計業務等変更ガイドライン 事例集一覧 <設計変更となった事例>

番号	種別	細別	概要	ページ
1	測量	3次元測量数値図化（数量・工期変更）	現地状況把握による測量範囲の追加及び工期延伸	P1
2	測量	MMS活用点群データ取得整理（数量・工期変更）	現地状況把握による数量の増加及び工期延伸	P2
3	地質	貯水池地すべり調査（設計変更）	自然災害に伴う調査内容の追加	P3
4	地質・設計	調査設計業務（数量・工期変更）	現地状況把握による調査範囲の追加及び工期延伸	P4
5	設計	橋梁詳細修正設計（設計・工期変更）	受注者提案による構造検討の追加及び工期延伸	P5
6	設計	道路詳細設計（設計・工期変更）	現地状況把握による検討内容の追加及び工期延伸	P6
7	設計	防災点検設計（設計・工期変更）	現地状況把握による設計の追加及び工期延伸	P7
8	設計	通信設備設計（設計変更）	現地状況把握による設計の追加	P8
9	設計	防災設備等設計（数量・工期変更）	現地状況把握による設計の追加及び工期延伸	P9
10	設計	再整備計画検討（設計・工期変更）	有識者意見を踏まえた検討内容の追加及び工期延伸	P10
11	点検・設計	トンネル点検業務（設計・工期変更）	台風の影響に伴う調査設計の追加及び工期延伸	P11
12	点検・設計	防災カルテ点検・設計（設計・工期変更）	現地状況把握による設計の追加及び工期延伸	P12
13	点検・設計	防災点検設計（設計・工期変更）	現地状況把握による設計の追加及び工期延伸	P13
14	計画	交通円滑化（設計変更）	自然条件に伴う設計の変更	P14
15	計画	歩行者回遊性に関する調査検討（設計変更）	関係機関協議に伴う検討内容の変更	P15
16	計画	国道改築事業促進等検討（数量変更）	事業工程変更に伴う検討内容の変更	P16
17	計画	ダム維持管理検討（設計変更）	現地状況把握による検討内容の追加	P17
18	計画	生態系保全調査（数量変更）	受注者提案による調査の追加	P18
19	計画	水辺の国勢調査業務（数量変更・一時中止）	関係機関協議に伴う検討内容の変更及び一部一時中止	P19

工期:R5.8.25~R6.2.29(変更:R6.5.31)

【業務概要】

本業務は、インターチェンジ、橋梁、トンネル等の大規模構造物の施工を予定する箇所周辺において3次元測量データの収集及び数値図化を行う業務である。

【変更協議のポイント】

当初計画の橋梁、トンネル坑口の測量範囲について、発注者及び設計コンサルと協議を重ね測量範囲の見直しを行った。

【経緯と変更結果】

発注者により後続業務に必要な橋梁部及びトンネル坑口部の測量範囲を再確認し、追加指示した。これらの増工により、履行期間を約3カ月延長し、業務委託費の増額変更を行った。

【コメント】

- ・設計図書の表示が明確でない場合は、受発注者間の協議により、契約書第18条(条件変更等)第1項第三号に基づき設計図書の訂正・変更ができる。
- ・発注者は、契約書第18条第5項に基づき、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R4.6.1~R5.1.31(変更:R5.3.10)

【業務概要】

MMS活用点群データ取得整理 1式

【変更協議のポイント】

データ整理(図化)、調整用基準点の追加、車載型センシング装置によるデータ収録の数量増加が発生し、業務数量、履行期間の変更が必要となった。

【経緯と変更結果】

受注者からの作業計画を協議し、当初計画との相違を確認し、数量変更を行うとともに履行期間を2か月延長。

【コメント】

発注者は必要があると認めるときは、契約書第19条(設計図書等の変更)に基づき設計図書又は業務に関する指示(以下、「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、必要と認められる場合は、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R5.4.29~R6.3.31

【業務概要】

貯水池地すべり調査 1式

【変更協議のポイント】

令和5年8月台風6号により、事務所管内の斜面にて地すべりが発生し、至急、現地調査および観測機器の設置が必要となった。

【経緯と変更結果】

受発注者協議により、現地調査を増工した。

また、崩落斜面上部が県道に隣接しており、リアルタイムで斜面状況を確認する必要があったことから、地盤伸縮計の設置と計測情報を伝達するための通信費を追加した。

【コメント】

- ・自然災害による緊急的な調査等、履行条件の相違が発生した場合は、受発注者間の協議により、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき設計図書の訂正・変更ができる。
- ・発注者は、契約書第18条第5項に基づき、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R4.4.14~R5.3.31(変更:R5.6.30)

【業務概要】

本業務は、道路土工、橋梁等の大規模構造物の施工を予定する箇所周辺において地質調査、測量、施工検討を行う業務である。

【変更協議のポイント】

法面検討業務に際して地質調査の追加が必要となり、調査地点を追加し、発注者と受注者で協議を重ね、地質調査範囲の見直しを行った。また、機械ボーリングの結果をもとに解析等を行い、設計業務に反映した。

【経緯と変更結果】

発注者により調査範囲を再確認し、追加指示した。これらの増工により、履行期間を約3カ月延長し、業務委託費の増額変更を行った。

【コメント】

- ・設計図書の表示が明確でない場合は、受発注者間の協議により、契約書第18条(条件変更等)第1項第三号に基づき設計図書の訂正・変更ができる。
- ・発注者は、契約書第18条第5項に基づき、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R5.9.30~R6.3.15(変更:R6.7.31)

【業務概要】

橋梁詳細修正設計 1式

【変更協議のポイント】

詳細設計を行っていた橋梁の修正設計を行うにあたり、橋梁部材等の物価上昇を考慮し、コスト縮減を目的とした橋梁構造の見直しを行う検討を受注者から提案され、これを承認したものの。

【経緯と変更結果】

・本業務は、本線橋の道路幅員の縮小によるランプ取付位置の変更に伴い、ランプ橋の詳細修正設計を行うものである。過去の詳細設計から年数が経過しており、防護板の構造見直し及びコスト縮減を踏まえた修正設計の必要性について、受注者より提案があり、橋梁構造の見直し検討を実施した。

【コメント】

・受注者から、技術的又は経済的に優れた代替方法が提案され、発注者が必要と認めるときは、契約書第21条(業務に係る受注者の提案)第1項により変更できる。
・発注者は、必要があると認める場合は、契約書第21条第3項に基づき履行期間の延長又は業務委託料を変更しなければならない。

工期:R5.9.26~R6.3.15(変更:R6.9.30)

【業務概要】

道路詳細設計 1式

【変更協議のポイント】

当初想定していなかった軟弱地盤が確認されたことにより、現地条件が変更となったことから、軟弱地盤解析を追加した。

【経緯と変更結果】

- ・予備設計段階で実施した地質調査に基づき詳細設計業務を発注。
- ・詳細設計で実施する構造物設計(水路ボックス、擁壁)の設置箇所に係る地質調査を実施したところ、複数箇所において軟弱地盤が確認された。
- ・予備設計段階において推定された地質条件とは異なる結果となったことから、軟弱地盤解析を追加実施する必要があると判断した。
- ・軟弱地盤解析を行うため、履行期間を約6ヶ月延長し、増額変更を行った。

【コメント】

- ・設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件の相違を確認した場合は、受発注者間の協議により、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき設計図書の訂正・変更ができる。
- ・発注者は、契約書第18条第5項に基づき、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R4.5.31~R4.12.23(変更:R5.5.31)

【業務概要】

電気通信施設設計 1式

【変更協議のポイント】

腐食が激しい照明灯が確認され構造(強度)的にも問題(倒壊)があることから、早期対策(次年度更新工事)を行うため、早急に追加の更新設計とそれに伴う履行期間の変更が必要となった。

【経緯と変更結果】

例年においては照明設備点検後、次年度に更新設計を行い、更新計画を立てるが、照明設備点検報告の結果、想定以上に多数の腐食が激しい照明灯が確認され、早急に更新設計を行う必要が生じ、発注者が指示した。

これらの追加更新設計により、履行期間を5ヶ月延長し、設計費の増額変更を行った。
(年度内に履行期間を確保できないため繰越手続きも実施)

【コメント】

発注者は必要があると認めるときは、契約書第19条(設計図書等の変更)に基づき設計図書又は業務に関する指示(以下、「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、必要と認められる場合は、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R5.4.8~R5.9.29

【業務概要】

テレメータ・放流警報設備更新設計 1式

【変更協議のポイント】

本業務は管内のテレメータ・放流警報設備更新に必要な詳細設計を行うものである。
現地踏査において、当初発注時点で想定していない事項が判明したため、現地調査を追加した。

【経緯と変更結果】

- ・無線装置の周波数変更を実施することに伴い、現地の状況から既設の空中線位置では通信が確保されない可能性があることが確認された。
- ・適切な設置箇所を検討するための現地調査(電波伝搬調査)を発注者から指示した。
- ・上記の追加により、増額変更を行った。

【コメント】

- ・設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件の相違を確認した場合は、受発注者間の協議により、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき設計図書の訂正・変更ができる。
- ・発注者は、契約書第18条第5項に基づき、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R5.4.29~R6.8.30(変更:R6.5.30)

【業務概要】

首里城公園防災整備等設計(城内ユニバーサルデザイン対応検討、電気設備更新設計、城門自動解錠システム実施設計、新設水槽設計等) 1式

【変更協議のポイント】

新設水槽設置予定地について、遺構(包含層)の詳細な位置を把握するため、トレンチ調査を実施した結果、遺構(包含層及び造成層)が地盤面下全体に拡がり存在していることが判明し、当該予定地への水槽設置は困難となった。そのため新設水槽(代替案)の検討及び実施設計が必要となった。

【経緯と変更結果】

・新設水槽(代替案)設計期間として、履行期間を3ヶ月延長した。あわせて増額変更を行った。

【コメント】

・設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件の相違を確認した場合は、受発注者間の協議により、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき設計図書の訂正・変更ができる。
・発注者は、契約書第18条第5項に基づき、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R4.11.25~R5.6.30(変更:R5.9.29)

【業務概要】

熱帯亜熱帯環境ゾーン再整備における活用検討 1式
官民連携の導入に向けた調査・分析・方針検討 1式

【変更協議のポイント】

熱帯亜熱帯環境ゾーンの再整備計画策定にあたり、有識者委員会を開催し、意見聴取を行いながら進めていた。業務を進める中で、検討項目が増加したことにより、数量の見直しが必要となった。

【経緯と変更結果】

当初2回を想定していた有識者委員会だが、委員会の中で検討すべき項目が増えたことにより、3回目の委員会を開催し、方針を決めることになったため、増額変更を行った。
また、委員会の中でより多くの企業等へ意見聴取を行うことになったため、併せて工期を3ヶ月間延期した。

【コメント】

- ・設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件の相違を確認した場合は、受発注者間の協議により、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき設計図書の訂正・変更ができる。
- ・発注者は、契約書第18条第5項に基づき、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R5.6.13~R5.12.28(変更:R6.5.31)

【業務概要】

本業務は、トンネル本体工および坑門部について、「道路トンネル定期点検要領」に基づくトンネル点検及び補修設計を実施する業務である。

【変更協議のポイント】

台風6号(令和5年8月)の影響により、トンネル内に漏水が発生したため、現地調査および補修対策工の設計を追加する必要性が生じた。

【経緯と変更結果】

現地調査の結果、トンネル内のアスファルト舗装版への滞水、舗装版の隆起が確認されたため、補修設計の追加を行うために、履行期間を約5ヶ月延長し、増額変更を行った。

【コメント】

- ・受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、受注者は、契約書第23条(受注者の請求による履行期間の延長)第1項に基づき履行期間の延長請求を行うことができる。
- ・発注者は、必要があると認める場合は、契約書第23条第2項に基づき履行期間の延長等をしなければならない。

工期:R4.4.21~R5.3.31(変更:R5.5.31)

【業務概要】

本業務は、道路防災点検箇所(point inspection site)の点検を実施し、防災カルテを更新するとともに道路交通に障害を及ぼす恐れのある箇所について、設計および必要となる測量を行う業務である。

【変更協議のポイント】

防災点検箇所である法面を点検したところ、表層崩落が確認されたため、防災対策設計を追加する必要性が生じた。

【経緯と変更結果】

点検結果より、想定以上に風化・劣化が進行していることが確認されたため、法面崩落防災対策の設計の追加を行うために履行期間を約2ヶ月延長し、増額変更を行った。

【コメント】

- ・受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、受注者は、契約書第23条(受注者の請求による履行期間の延長)第1項に基づき履行期間の延長請求を行うことができる。
- ・発注者は、必要があると認める場合は、契約書第23条第2項に基づき履行期間の延長等をしなければならない。

工期:R5.8.5~R6.3.29(変更:R6.6.28)

【業務概要】

現地測量 1式

【変更協議のポイント】

本業務における防災カルテ点検は管内対象施設としており、地滑りの可能性がある施設として点検対象としている箇所において、変状が確認され追加調査設計検討とそれに伴う履行期間の変更が必要となった。

【経緯と変更結果】

国道を支持する石積みに変状が確認され、今後の大雨等による国道の崩壊が懸念されることから、緊急性を要し、早急な対策を行うため追加調査設計検討を発注者が指示した。これらの追加調査検討により、履行期間を4ヶ月延長し、調査費の増額変更を行った。(年度内に履行期間を確保できないため繰越手続きも実施)

【コメント】

発注者は必要があると認めるときは、契約書第19条(設計図書等の変更)に基づき設計図書又は業務に関する指示(以下、「設計図書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、必要と認められる場合は、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R5.4.13~R6.3.31

【業務概要】

本業務は、管内の交通状況の把握・整理・課題の抽出を行い、交通混雑の課題に対する対策の立案・実施を行うものである。

【変更協議のポイント】

観光繁忙期における渋滞対策として経路分散施策を計画していたが、ルートの一部区間が大雨による崩落で通行止めとなっていたため、当初計画していた5月のGWの経路分散施策を取りやめ、代替施策として新聞及びラジオ広報による時間分散施策および混雑する交差点の信号現示調整による交通混雑の緩和施策の実施した。

【経緯と変更結果】

交通混雑の緩和施策として計画立案した信号現示調整に伴う資料作成や、道路利用者へのラジオ広報に必要な実施計画書及び広報内容原稿の作成を行った。これらの項目変更により数量の変更を行った。

【コメント】

- ・設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合は、受発注者間の協議により、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき設計図書の訂正・変更ができる。
- ・発注者は、契約書第18条第5項に基づき、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R4.4.15~R5.2.28(変更:R5.3.31)

【業務概要】

本業務では、賑わいのある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が快適・安心・円滑に通行・滞留できる道路空間構築を目指すための調査及び検討を行う。

【変更協議のポイント】

沖縄における「人中心の道路空間」を構築するにあたっての現状課題を整理する。また、課題への対応策を考慮した分析項目や手法の立案をする。

【経緯と変更結果】

関係者協議において、アンケート調査を追加で実施、現地調査からビッグデータ調査に変更及びモデル対象地区の見直しが発生し、増額変更を行った。

【コメント】

- ・関係機関協議や関連業務の遅延等、設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が相違する場合は、受発注者間の協議により、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき設計図書の訂正・変更ができる。
- ・発注者は、契約書第18条第5項に基づき、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R5.4.11~R5.3.15(変更:R5.3.15)

【業務概要】

国道改築事業の工程管理、精査 1式

【変更協議のポイント】

オフランプ上部工について、施工順序の変更に伴い地組ヤードの計画見直しと、合わせて上部工架設計画の見直しを実施した。

【経緯と変更結果】

工程の変更に伴い架設計画の見直しが必要なため増額変更を実施した。

【コメント】

- ・設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合は、受発注者間の協議により、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき設計図書の訂正・変更ができる。
- ・発注者は、契約書第18条第5項に基づき、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R5.9.5~R6.3.29

【業務概要】

ダム維持管理調査解析 1式

【変更協議のポイント】

当初設計では、目詰まりが生じている基礎排水孔を調査し、孔内洗浄計画を立案するものであったが、計画を立案するにあたり、詳細な孔内状況調査が必要となった。

【経緯と変更結果】

受発注者協議により孔内カメラによる閉塞状況調査を追加した。

【コメント】

- ・設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合は、受発注者間の協議により、契約書第18条(条件変更等)第1項第四号に基づき設計図書の訂正・変更ができる。
- ・発注者は、契約書第18条第5項に基づき、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。

工期:R4.4.2~R5.3.17

【業務概要】

本業務は、ダムの下流河川および上流河川において魚類等の生息環境調査を実施するとともに、魚道の必要な改善策等を検討するものである。

【変更協議のポイント】

学識経験者意見を踏まえ、鳥類による魚類(絶滅危惧種)の捕食対策を実施することとした。

【経緯と変更結果】

魚類(絶滅危惧種)保全対策について学識経験者にヒアリングを実施したところ、鳥類による親魚捕食により個体群が壊滅的な打撃を受ける可能性があり、対策を実施すべきとの意見が出され、受注者から追加対策の提案を受けた。

これらの追加対応に伴い、増額変更を行った。

【コメント】

・受注者から、技術的又は経済的に優れた代替方法が提案され、発注者が必要と認めるときは、契約書第21条(業務に係る受注者の提案)第1項により設計図書の変更を提案することができる。

・発注者は、必要があると認める場合は、契約書第21条第3項に基づき履行期間の延長又は業務委託料を変更しなければならない。

工期:R4.5.18~R6.2.12

【業務概要】

本業務は、ダム貯水池およびその周辺地域において環境保全を図るうえでの基礎資料とするために環境調査を実施するものである。

【変更協議のポイント】

当初は権利者所有地内の調査を実施予定であったが、立ち入り承認が得られず調査の一部取りやめに伴う設計変更が必要となった。

【経緯と変更結果】

ダム貯水池及びその周辺の調査において、土地の権利を有する関係者との調整に時間を要し、立ち入り調査が実施できなかったことから、調査対象区域および生物検体分析減に伴う減額変更を行った。

【コメント】

・発注者は、第三者が権利を有する土地への立ち入りについて当該土地の権利者等の承諾に時間を要し、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、契約書第20条(業務の中止)第1項に基づき業務を中止しなければならない。

・発注者は業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約書第20条第3項に基づき履行期間若しくは業務委託料を変更しなければならない。